

旧	新
<p>第1条 ～ 第3条（略）</p> <p>（部会）</p> <p>第4条 障害者福祉専門分科会に，身体障害者の障害の程度，身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく医師の指定及び取消に関する事項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療を除く。）の指定及び取消に関する事項を調査審議するため，身体障害者福祉審査部会を置く。</p> <p>2 児童福祉専門分科会に，里親の認定に関する事項，児童の措置及び児童虐待等による死亡事例の検証に関する事項，特定教育・保育施設等における死亡事故等の検証に関する事項並びに社会的養育推進計画に関する事項を調査審議するため，措置・里親審査部会を，保育所及び家庭的保育事業等の認可に関する事項を調査審議するため，保育所等認可審査部会を，<u>児童館の設置，管理及び運営に関する事項並びに放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する事項を調査審議するため，児童館・児童クラブのあり方検討部会を</u>，社会的養護のもとの子どもからの意見表明に関する事項及び関係機関からの申立て，申出に関する事項を調査審議するため，子ども権利擁護部会を置く。</p> <p>3 身体障害者福祉審査部会，措置・里親審査部会，保育所等認可審査部会，<u>児童館・児童クラブのあり方検討部会及び子ども権利擁護部会</u>（以下「部会」と総称する。）の委員及び臨時委員は，委員長が指名する。</p> <p>4 部会に，部会委員の互選による部会長 1 人及び部会長の指名による副部会長 1 人を置く。</p> <p>第5条 ～ 第7条（略）</p>	<p>第1条 ～ 第3条（略）</p> <p>（部会）</p> <p>第4条 障害者福祉専門分科会に，身体障害者の障害の程度，身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく医師の指定及び取消に関する事項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療を除く。）の指定及び取消に関する事項を調査審議するため，身体障害者福祉審査部会を置く。</p> <p>2 児童福祉専門分科会に，里親の認定に関する事項，児童の措置及び児童虐待等による死亡事例の検証に関する事項，特定教育・保育施設等における死亡事故等の検証に関する事項並びに社会的養育推進計画に関する事項を調査審議するため，措置・里親審査部会を，保育所及び家庭的保育事業等の認可に関する事項を調査審議するため，保育所等認可審査部会を_____，社会的養護のもとの子どもからの意見表明に関する事項及び関係機関からの申立て，申出に関する事項を調査審議するため，子ども権利擁護部会を置く。</p> <p>3 身体障害者福祉審査部会，措置・里親審査部会，保育所等認可審査部会_____及び子ども権利擁護部会（以下「部会」と総称する。）の委員及び臨時委員は，委員長が指名する。</p> <p>4 部会に，部会委員の互選による部会長 1 人及び部会長の指名による副部会長 1 人を置く。</p> <p>第5条 ～ 第7条（略）</p>